

経営者のための法律相談Q&A その25

経営承継し社長にもしものことがあったら会社はどうなる？

1 もし今社長が倒れたら？

社長にもしものことがあったら会社はどうなるか、できれば考えたくない問題ですが、経営者としてそれでは済まされません。会社は、設立した瞬間から創業者だけのものではなくなります。会社の経営者には、従業員、取引先、株主、債権者、地域社会など、さまざまな人に対する責任があります。経営者である以上、もし今、自分が倒れたら会社の経営がどうなるかを考えておかれることは必要なことで、これに備えることはリスクマネジメントの第1歩といえます。また、経営承継の準備としても、株式やその他の資産の譲渡など様々な対策がありますが、今すぐにできる経営承継対策は「遺言」を書くことです。

2 もし遺言がなかったら？

会社を経営されている皆さまは、多くの自社株式を保有されていると思います。もし、遺言がなかったらどうなるでしょうか。相続が発生す

ると、遺産分割協議が整うまでの間は、共同相続人が会社の株式も含め全ての遺産を法定相続分に応じて共有することになります。たとえば100株を保有していた経営者が亡くなり、相続人が子供2人である場合、2人の子供は50株ずつ相続するのではなく、一旦は100株の全てが2人の共有となります。2人の仲が悪い場合には経営が滞る危険があります。また、お子さまのいない経営者の方の場合、ご両親、兄弟姉妹の方が既にお亡くなりになっている場合には、遠縁の甥姪も相続人として遺産である自社株を共有する可能性があります。このような事態を避けるために遺言の作成は必須といえます。

3 遺言書作成の注意点

一般的な遺言としては、自筆証書遺言、公正証書遺言がありますが、後の紛争を防止するためには公正証書遺言にされておくことをお勧めします。

遺言には、自社株式及び事業に関

係の深い個人財産などを後継者に相続させる旨を定めます。その際、後継者以外の相続人の「遺留分」を害さないように気をつける必要があります。遺留分とは、兄弟姉妹以外の相続人に保障されている相続財産

のうち的一定割合を受け取ることができる権利です。後継者に自社株式等を集中して相続させようとしても、遺留分を侵害された相続人から遺留分に相当する財産の返還を求められ、結果的に自社株が分散してしまう可能性があります。このような事態を避けるには、遺留分を有する相続人に対しても遺留分に相当する事業に関係の薄い財産を与えておくことが考えられます。また、遺言の最後に、付言事項として、後継者を決めるに至った事情や、財産配分の理由、社長としての思い等を記して理解を求めるとも紛争を防ぐための一案といえます。

なお、遺留分は家庭裁判所への申立てにより放棄することができますので、遺言作成後、後継者以外の相続人の理解を得て、遺留分を放棄してもらうことも検討すると良いでしょう。

4 遺留分に関する民法の特例

上記のような遺留分の問題に対処するため、平成20年10月1日に自社株式の承継について遺留分に関する民法の特例として、いわゆる経営承継円滑化法が施行されました。経営承継円滑化法の特例を活用すると、後継者と遺留分を有する他の相続人全員の合意により、経営者から後継者に贈与等された自社株式について、①遺留分算定の基礎財産から除外すること（除外合意）、又は②遺留分算定の基礎財産に参入する価額を合意時の時価に固定すること（固定合意）ができます。

詳細については、弁護士や税理士などの専門家にお尋ねください。

（本稿担当） 谷脇裕子



弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-0015

東広島市西条栄町10番27号

栄町ビル5階

☎493-7100 FAX 493-7101

弁護士 福田浩・今田健太郎東広島担当・上楢裕章

谷脇裕子(東広島担当)・中岡正憲大橋真人